

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください



取適法関係情報
(公取委ウェブサイト)



取適法ガイドブック

令和8年1月1日から、 取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。

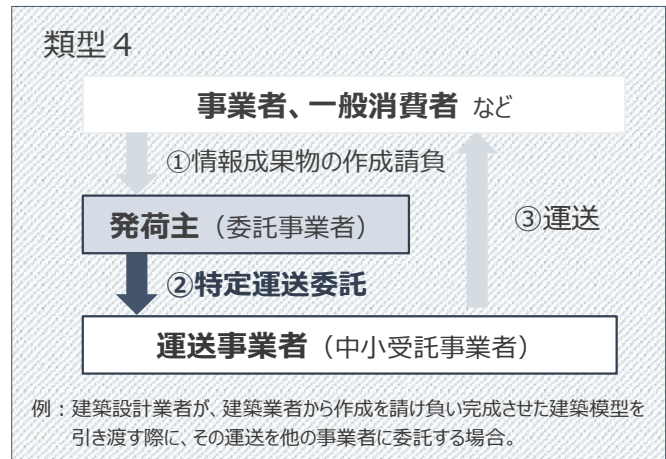
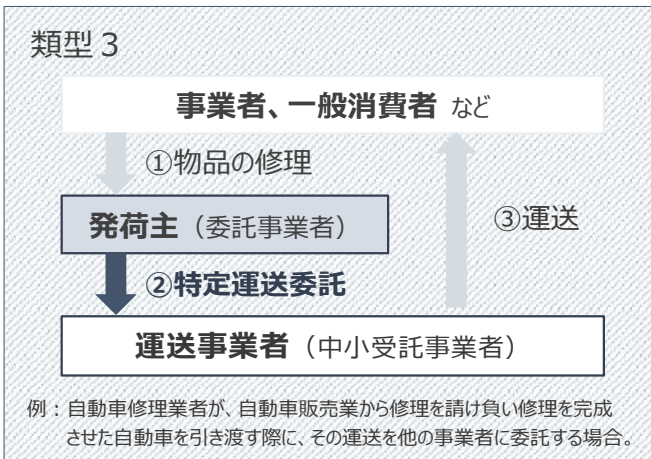
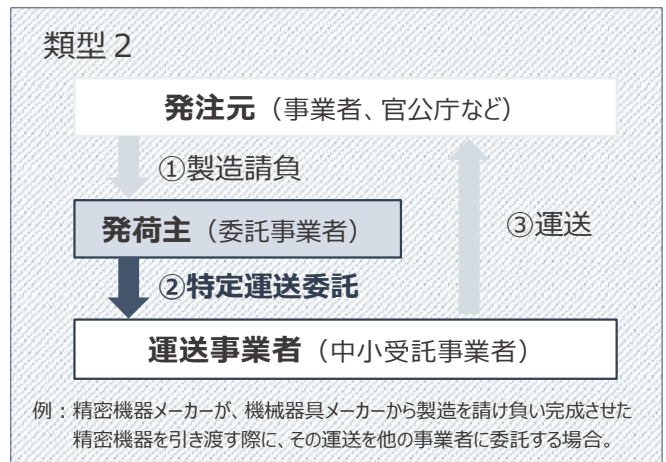
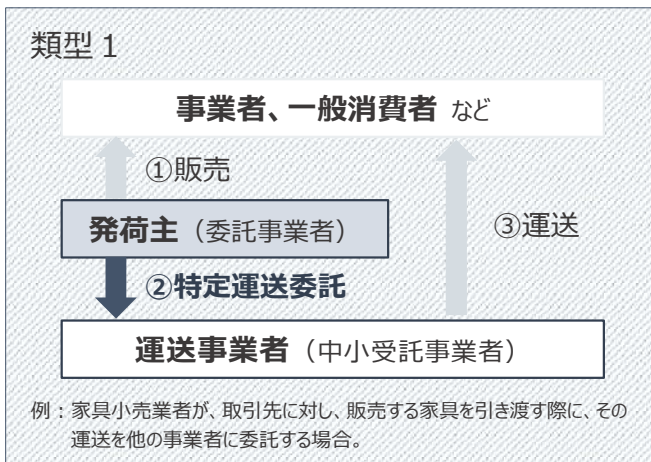
取適法とは？

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

今回の改正により、法律の適用対象が拡大され、「特定運送委託」が新たな対象取引に追加されることになりました。

特定運送委託とは？

発荷主が自社の事業のために行う物品の運送（例：自社で販売する物品を取引の相手方に運送する行為）を、運送事業者（個人も含む）に委託する取引のことを指します。



誰が対象になる？

取適法が適用されるかどうかは、発荷主（委託事業者）と運送事業者（中小受託事業者）の資本金の額又は常時使用する従業員数で決まります。

特定運送委託の場合

委託事業者

資本金 3 億円超

資本金 1 千万円超 3 億円以下

常時使用する従業員 300 人超

中小受託事業者

資本金 3 億円以下（個人含む）

資本金 1 千万円以下（個人含む）

常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

規制の内容は？

取適法では、発荷主（委託事業者）に対して4つの義務と11の禁止事項が課されています。

義務

01 発注内容の明示義務

02 書類の作成・保存義務

03 支払期日を定める義務

04 遅延利息の支払義務

禁止事項

01 受領拒否

02 支払遅延（手形払の禁止）

03 減額

04 返品

05 買ったたき

06 購入・利用強制

07 報復措置

08 有償支給原材料等の早期決済

09 不当な経済上の利益の提供要請

10 不当な給付内容の変更・やり直し

11 協議に応じない一方的な代金決定

注意すべきことは？

- 業務終了後60日以内で支払期日を設定し、発注時に明示する必要があります。
- 運送事業者からの価格交渉の求めに応じず発荷主側で代金を一方的に決定した場合には、買ったたきの禁止や一方的な代金決定の禁止に該当するおそれがあります。
- 委託先の運送事業者に対し、付帯業務（倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなど）を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に該当するおそれがあります。

ご相談やご質問は、公正取引委員会の全国の相談窓口にお問い合わせください。

経済取引局取引部 企業取引課
☎ 03-3581-3375（直通）

中部事務所 取適法担当
☎ 052-961-9424（直通）

四国支所 取適法担当
☎ 087-811-1758（直通）

北海道事務所 取適法担当
☎ 011-231-6300（代表）

近畿中国四国事務所 取適法担当
☎ 06-6941-2176（直通）

九州事務所 取適法担当
☎ 092-431-6032（直通）

東北事務所 取適法担当
☎ 022-225-8420（直通）

中国支所 取適法担当
☎ 082-228-1520（直通）

沖縄総合事務局
公正取引課 取適法担当
☎ 098-866-0049（直通）